

## 令和6年度和歌山県「介護サービス情報の公表」計画

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）の規定に基づき、介護サービス情報の報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画を、一体の計画として次のとおり定める。

### 第I 介護サービス情報の報告に関する計画（政令第37条の2の3及び省令第140条の48）

#### 1 計画の基準日

令和6年4月1日とする。

#### 2 計画の期間

令和6年11月1日から令和7年5月31日までとする。

#### 3 報告の対象となる介護サービス（省令第140条の43及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）附則第4条第1項）

- (1) 訪問介護
- (2) (介護予防) 訪問入浴介護
- (3) (介護予防) 訪問看護
- (4) (介護予防) 訪問リハビリテーション
- (5) 通所介護
- (6) (介護予防) 通所リハビリテーション
- (7) (介護予防) 短期入所生活介護
- (8) (介護予防) 短期入所療養介護（省令第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
- (9) (介護予防) 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く。）
- (10) (介護予防) 福祉用具貸与
- (11) 特定（介護予防）福祉用具販売
- (12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (13) 夜間対応型訪問介護
- (14) 地域密着型通所介護
- (15) (介護予防) 認知症対応型通所介護
- (16) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- (17) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- (18) 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く。）
- (19) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (20) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- (21) 居宅介護支援
- (22) 介護福祉施設サービス
- (23) 介護保健施設サービス
- (24) 介護医療院サービス

#### 4 報告の対象となる介護サービス事業者

- (1) 計画の基準日前1年間において、上記第Iの3に該当する介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、

施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払を受けた金額(利用者負担含む)が100万円を超える事業者

- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、新たに第Iの3に掲げる介護サービスの提供を開始する事業者

ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護老人保健施設及び介護医療院の対象サービスを提供している「みなし指定事業所」であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない事業所については対象外とする。

- 5 介護サービス事業者ごとの報告  
事業所別計画のとおりとする。

- 6 報告の提出先  
和歌山県介護サービス指導課

- 7 報告の方法  
厚生労働省が設置する介護サービス情報公表システムに入力する。  
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/30/>

## 第II 調査事務に関する計画（政令第37条の5第1項）

報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等から通報があった場合等で県が調査を実施する必要があると判断した場合及び事業者が自ら調査を受けることを希望した場合、調査を実施する。

## 第III 情報公表事務に関する計画（政令第37条の11及び省令第140条の60）

- 1 公表の対象となる介護サービス事業者の名称

上記第Iの4に該当する事業者

- 2 計画の期間

令和6年11月1日から令和7年5月31日までとする。

- 3 介護サービス事業者ごとの公表を行う月

報告の都度、速やかに公表を行うものとする。

- 4 公表の方法

事業者が、厚生労働省が設置する介護サービス情報公表システムに入力した情報をインターネットにより公表する。

## 第IV その他

- 1 介護サービス情報の更新の取扱い

省令別表第1の一（法人に関する事項）及び二（事業所に関する事項）に係る情報の内容に変更があった場合には、事業者の報告に基づき速やかに公表する。

- 2 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

和歌山県知事から、法第115条の3第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、和歌山県知事の指示より、調査又は公表を行う。